

総社市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第28号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例（平成17年総社市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第3（第2条関係）			別表第3（第2条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1～4 略			1～4 略		
5 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定に関する事務	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請に対する審査	12万円	5 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号（これらの規定を同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定に関する事務	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請に対する審査	12万円
6～12 略			6～12 略		
13 建築基準法第48条第1項ただし書、第2	用途地域等における建築等許可申請に対する	18万円（ <u>建築基準法第48条第16項第1号に規</u>	13 建築基準法第48条第1項ただし書、第2	用途地域等における建築等許可申請に対する	18万円

改正後			改正前		
項ただし書, 第3項ただし書, 第4項ただし書, 第5項ただし書, 第6項ただし書, 第7項ただし書, 第8項ただし書, 第9項ただし書, 第10項ただし書, 第11項ただし書, 第12項ただし書, 第13項ただし書又は第14項ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可に関する事務	審査	定する特例許可の申請に対する審査の場合は, 12万円, 同項第2号に規定する特例許可の申請に対する審査の場合は, 14万円)	項ただし書, 第3項ただし書, 第4項ただし書, 第5項ただし書, 第6項ただし書, 第7項ただし書, 第8項ただし書, 第9項ただし書, 第10項ただし書, 第11項ただし書, 第12項ただし書又は第13項ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可に関する事務	審査	
14及び15 略			14及び15 略		
16 建築基準法第53条第4項又は第5項の規定に基づく許可に関する事務	建ぺい率の特例許可申請に対する審査	3万3,000円	16 建築基準法第53条第4項の規定に基づく許可に関する事務	建ぺい率の特例許可申請に対する審査	3万3,000円
17 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく許可に関する事務	建ぺい率の制限の適用除外許可申請に対する審査	3万3,000円	17 建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく許可に関する事務	建ぺい率の制限の適用除外許可申請に対する審査	3万3,000円
18～29 略			18～29 略		
30 建築基準法第60条の3第2項の規定に基づく許可に関する事務	特定用途誘導地区内の建築物の高さの制限の適用除外許可申請に対する審査	16万円	30 建築基準法第60条の3第1項の規定に基づく許可に関する事務	特定用途誘導地区内の建築物の高さの制限の適用除外許可申請に対する審査	16万円
31 建築基準法第67条第3項第2号の規定に基づく許可に関する	特定防災街区整備地区の敷地面積の最低限度に関する許可申請に対	16万円	31 建築基準法第67条の3第3項第2号の規定に基づく許可に関する	特定防災街区整備地区の敷地面積の最低限度に関する許可申請に対	16万円

改正後			改正前		
事務	する審査		る事務	する審査	
32 建築基準法第67条第5項第2号の規定に基づく許可に関する事務	特定防災街区整備地区の壁面の位置の制限に関する許可申請に対する審査	16万円	32 建築基準法第67条の3第5項第2号の規定に基づく許可に関する事務	特定防災街区整備地区の壁面の位置の制限に関する許可申請に対する審査	16万円
33 建築基準法第67条第9項第2号の規定に基づく許可に関する事務	特定防災街区整備地区の間口率及び高さの最低限度に関する許可申請に対する審査	16万円	33 建築基準法第67条の3第9項第2号の規定に基づく許可に関する事務	特定防災街区整備地区の間口率及び高さの最低限度に関する許可申請に対する審査	16万円
34～36 略			34～36 略		
37 建築基準法第68条第5項の規定に基づく認定に関する事務	景観地区内の建築物の各部分の高さの制限に対する適用除外認定申請に対する審査	2万7,000円	37 建築基準法第68条第5項の規定に基づく認定に関する事務	景観地区内の建築物の各部分の高さの制限に対する適用除外認定申請に対する審査	16万円
38～55 略			38～55 略		
56 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく認定に関する事務	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定申請に対する審査	2万7,000円	56 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく認定に関する事務	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の認定申請に対する審査	2万7,000円
57 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく認定に関する事務	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の変更の認定申請に対する審査	2万7,000円	57 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく認定に関する事務	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の変更の認定申請に対する審査	2万7,000円
58 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく認定に関する事務	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定申請に対する審査	2万7,000円			

改正後			改正前		
59 建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく認定に関する事務	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更の認定申請に対する審査	2万7,000円			
60 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく許可に関する事務	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可申請に対する審査	12万円			
61 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく許可に関する事務	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可申請に対する審査	16万円			
62 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認及び同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に関する事務	確認申請及び計画の通知に対する審査	1 建築設備を設置する場合 一の建築設備につき 1万2,000円(小荷物専用昇降機については、6,000円) 2 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 一の建築設備につき 7,000円(小荷物専用昇降機については、3,000円)	58 建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認及び同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に関する事務	確認申請及び計画の通知に対する審査	1 建築設備を設置する場合 一の建築設備につき 1万2,000円(小荷物専用昇降機については、6,000円) 2 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 一の建築設備につき 7,000円(小荷物専用昇降機については、3,000円)
63 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査	完了検査申請及び完了の通知に対する審査	一の建築設備につき1万8,000円(小荷物専用昇降機については、1万1,000円)	59 建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査	完了検査申請及び完了の通知に対する審査	一の建築設備につき1万8,000円(小荷物専用昇降機については、1万1,000円)

改正後			改正前		
及び同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知（同法第87条の2において準用する同法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む工事に係るものを除く。）に関する事務			及び同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知（同法第87条の2において準用する同法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む工事に係るものを除く。）に関する事務		
<u>64</u> 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査及び同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知（同法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む工事に係るものに限る。）に関する事務	完了検査申請及び完了の通知に対する審査	一の建築設備につき1万7,000円（小荷物専用昇降機については、1万1,000円）	<u>60</u> 建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査及び同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知（同法第87条の2において準用する同法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む工事に係るものに限る。）に関する事務	完了検査申請及び完了の通知に対する審査	一の建築設備につき1万7,000円（小荷物専用昇降機については、1万1,000円）
<u>65</u> 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項及び同法第18条第19項の規定に基づく中間検査に関する事務	中間検査申請及び中間検査の通知に対する審査	一の建築設備につき1万6,000円（小荷物専用昇降機については、1万1,000円）	<u>61</u> 建築基準法第87条の2において準用する同法第7条の3第1項及び同法第18条第19項の規定に基づく中間検査に関する事務	中間検査申請及び中間検査の通知に対する審査	一の建築設備につき1万6,000円（小荷物専用昇降機については、1万1,000円）
<u>66</u> 略			<u>62</u> 略		
<u>67</u> 略			<u>63</u> 略		
<u>68</u> 略			<u>64</u> 略		
<u>69</u> 略			<u>65</u> 略		

改正後			改正前		
別表第5（第2条関係）			別表第5（第2条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1及び2 略			1及び2 略		
3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に関する事務	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	1の項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について別表第3の1の項、 <u>62の項</u> 又は <u>66の項</u> に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を合算した額	3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に関する事務	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	1の項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について別表第3の1の項、 <u>2の項</u> 、 <u>56の項</u> 又は <u>60の項</u> に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を合算した額
4及び5 略			4及び5 略		
6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に関する事務	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	3の項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について別表第3の1の項、 <u>62の項</u> 又は <u>66の項</u> に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を合算した額	6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に関する事務	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	3の項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について別表第3の1の項、 <u>2の項</u> 、 <u>56の項</u> 又は <u>60の項</u> に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を合算した額
7及び8 略			7及び8 略		

改正後			改正前		
別表第6（第2条関係）			別表第6（第2条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 略			1 略		
2 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がある場合の同法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に関する事務	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がある場合の同法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	1の項に定める額と当該申請に係る建築物が属する一の建築物について別表第3の1の項、 <u>62の項</u> 又は <u>66の項</u> に定める額を合算した額	2 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がある場合の同法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に関する事務	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がある場合の同法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	1の項に定める額と当該申請に係る建築物が属する一の建築物について別表第3の1の項、 <u>2の項</u> 、 <u>56の項</u> 又は <u>60の項</u> に定める額を合算した額
3 略			3 略		
4 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合の同法第55条第1項の規定による認定低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に関する事務	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合の同法第55条第1項の規定による認定低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	3の項に定める額と当該申請に係る建築物が属する一の建築物について別表第3の1の項、 <u>62の項</u> 又は <u>66の項</u> に定める額を合算した額	4 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合の同法第55条第1項の規定による認定低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に関する事務	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合の同法第55条第1項の規定による認定低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	3の項に定める額と当該申請に係る建築物が属する一の建築物について別表第3の1の項、 <u>2の項</u> 、 <u>56の項</u> 又は <u>60の項</u> に定める額を合算した額
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。